
プロジェクト **法人税等会計基準等の見直し**

項目 **第 561 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 561 回企業会計基準委員会（2025 年 10 月 20 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（企業会計基準公開草案第●号（企業会計基準第 27 号の改正案）「法人税等に関する会計基準（案）」（新旧対照表）

2. 審議事項(2)-2 文案第 20-7 項について、本プロジェクトの目的及び趣旨に照らして、過去の財務諸表の組替えに想定以上の手間やコストがかかることを避けると同時に、前年度比較の視点では、適切な修正を行う場面があるという両面があると理解しているが、引き続き、コストの軽減に関しても検討いただきたい。
3. 適用時期との関係で、経過措置は特段置かず原則通りでよいと考える。ただし、結論の背景への記載やコメント募集での対応を検討いただきたい。
4. 経過措置に関して、過去の財務諸表を組み替えるか否かについては、今後の事務局提案を見て判断していきたいと考えるが、金額的に大きな影響があるとは考えにくく、また、毎年大きく変動することも考えにくいいため、過去の財務諸表の組替えが必要になる企業は少ないと考える。
5. 過去の財務諸表の組替えに関して、有価証券報告書に開示される過去数年分の数値についてもすべての年度で修正が必要か、確認したい。
6. 審議事項(2)-2 文案の「20XX 年改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正」の企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第 116 項の改正案において、具体的な税金名を抽象化した表現に変更しているが、税金の額の計算例についても抽象化した表現を用いており、理解しにくい印象がある。「例えば」として、具体的な税金名を使用して説明するか、または、補足文書で日本の法令に照らした説明をすることが考えられるため、検討いただきたい。

（企業会計基準適用指針公開草案第●号（企業会計基準適用指針第 28 号の改正案）「税効果

会計に係る会計基準の適用指針(案)(新旧対照表)

7. 定義の変更に関連して、企業会計審議会の「税効果会計に係る会計基準」の目的及び注解も改正する方が良いと考える。
8. 審議事項(2)-3 文案第4項(12)及び(13)において、「国税」及び「地方税」の定義を置いているが、例えば「国税」というと法人税以外も含まれる印象があるため、課税対象利益を基礎とする税金の範囲内での国税及び地方税、というように、範囲を明確化した方が良いと考える。
9. 法定実効税率に関する企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」設例10、設例11及び実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」設例5を削除することだが、代わりに補足文書に記載するという理解で良いか、確認したい。

(実務対応報告公開草案第●号(実務対応報告第42号の改正案)「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い(案)(新旧対照表)

10. 審議事項(2)-4 文案第6項において、法人税及び地方法人税を法人税などのグループ通算制度の対象とされている税金として抽象化を図っているが、グループ通算制度の対象とされている税金について、法令を見るよりも手前で分かるようなツールがあるとよいと考える。

以上